

平成30年千葉市教育委員会会議  
第9回定例会会議録

千葉市教育委員会

平成30年千葉市教育委員会会議第9回定例会会議録

日時 平成30年9月13日(木)

午後2時00分開会

午後3時00分閉会

場所 教 育 委 員 会 室

出席委員 教 育 長 磯野 和美  
委 員 中野 義澄  
委 員 和田 麻理  
委 員 小西 朱見  
委 員 千葉 雅昭  
委 員 藤川 大祐

出席職員

|             |       |                       |       |
|-------------|-------|-----------------------|-------|
| 教 育 次 長     | 神崎 広史 | 教 育 支 援 課 長           | 福本 順  |
| 学 校 教 育 部 長 | 伊藤 裕志 | 保 健 体 育 課 長           | 古山 智和 |
| 生 涯 学 習 部 長 | 潮見 尚宏 | 教 育 セ ン タ ー 所 長       | 根本 厚  |
| 中 央 図 書 館 長 | 小林 幹弘 | 養 護 教 育 セ ン タ ー 所 長   | 浅野 一久 |
| 総 務 課 長     | 國方 俊治 | 生 涯 学 習 振 興 課 長       | 山田 利雄 |
| 企 画 課 長     | 伊原 浩昭 | 文 化 財 課 長             | 稲葉 健一 |
| 教 育 職 員 課 長 | 武 大介  | 教 育 職 員 課 統 括 管 理 主 事 | 柳橋 伸彦 |
| 学 校 施 設 課 長 | 杉山 信弘 | 総 務 課 総 括 主 幹         | 石井美代子 |
| 学 事 課 長     | 御園生博文 | 総 務 課 長 補 佐           | 大須賀隆之 |
| 教 育 指 導 課 長 | 中嶋のり子 |                       |       |

書 記 総務課総務班主査 高桑 太綱 総務課主任主事 松元 秀之  
総務課主事 鈴木 理沙

- 1 開会  
磯野教育長より開会を宣言
- 2 会議の成立  
過半数の委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の指名  
磯野教育長より中野委員を指名
- 4 会期の決定  
平成30年9月13日（1日間）ということで全委員異議なく決定
- 5 議事日程の決定  
議事日程を全委員異議なく決定
- 6 非公開審議の決定  
議案第39号から第43号まで及び臨時代理報告第6号を非公開審議とする旨決定
- 7 議事の概要
  - (1) 報告事項  
報告事項(1) 平成30年度中学校体育大会の結果について  
古山保健体育課長より報告があった。
  - (2) 議決事項  
議案第38号 千葉市立千城台北小学校と千城台西小学校との統合について  
伊原企画課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。  
議案第39号 平成30年度千葉市教育功労者表彰について  
國方総務課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。  
議案第40号 千葉市個人情報保護条例による個人情報開示請求に係る処分に  
係る審査請求に対する裁決について  
議案第41号 千葉市個人情報保護条例による個人情報開示請求に係る処分に  
係る審査請求に対する裁決について  
議案第42号 千葉市個人情報保護条例による個人情報開示請求に係る処分に  
係る審査請求に対する裁決について  
議案第43号 千葉市個人情報保護条例による個人情報開示請求に係る処分に  
係る審査請求に対する裁決について  
総務課長より一括して説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり  
可決した。

### (3) 臨時代理報告

#### 報告第6号 教職員の処分について

教育職員課統括管理主事より報告があった。

### (4) 発言の要旨

#### 報告事項(1) 平成30年度中学校体育大会の結果について

磯野教育長 保健体育課長、説明をお願いします。

古山保健体育課長 報告事項(1)「平成30年度中学校体育大会の結果について」、報告をさせていただきます。1ページ目をお開きください。

まず7月14日土曜日、15日日曜日、21日土曜日から2日の火曜日までの6日間にわたり開催いたしました千葉市中学校総合体育大会は、大変暑い中での開催となりましたが、予定通り終了することができました。21日には、教育長と学校教育部長にそれぞれ、各会場を視察していただきました。

千葉県中学校総合体育大会は、本市及び市原市等全44会場で、7月25日水曜日から8月2日木曜日まで、関東大会は本県及び山梨県等1都7県で8月5日から8月12日日曜日まで開催されました。

なお、全国大会につきましては、8月17日金曜日から25日土曜日まで、広島県等の中国ブロックでの開催となりました。

初めに、千葉市中学校総合体育大会団体の結果について、ご報告させていただきます。

2ページをご覧ください。

まず、今年も3年連続優勝を果たし、「永久杯」を獲得した学校がありました。水泳競技男子で渋谷幕張中学校、体操競技女子で草野中学校、ソフトテニス女子で花園中学校、ハンドボール男子で若松中学校、ハンドボール女子で花園中学校が見事、獲得をいたしました。

次に、5ページをご覧ください。

千葉県中学校総合体育大会・関東大会・全国大会の団体の結果が載せてございます。

まず千葉県中学校総合体育大会では、ハンドボール男子で若松中学校が、ハンドボール女子で花園中学校が、剣道男子、女子で幕張本郷中学校が、それぞれ優勝いたしました。

関東大会では、バドミントン男子で県準優勝の磯辺中学校、バドミントン女子で県第3位の貝塚中学校、ハンドボール男子で県優勝の若松中学校、ハンドボール女子で県優勝の花園中学校、剣

道男子、女子で県優勝の幕張本郷中学校が出場しました。そのうち、ハンドボール男子の若松中学校は優勝となりました。

全国大会には、ハンドボール男子で若松中学校、剣道男子、女子で幕張本郷中学校が出場し、若松中学校は第3位となりました。

続けて6ページをご覧ください。ここからは、個人結果となります。県大会・関東大会・全国大会の結果を載せてございます。

県大会では、陸上競技で3種目、水泳で3種目、体操競技・新体操・卓球・バドミントン・柔道で2種目において優勝がございました。

関東大会では、11種目に110人が出場し、陸上競技女子3年100メートルで第1位、2年、3年走り幅跳びで第1位、水泳競技200メートル個人メドレーで第1位、200メートル個人メドレーで第2位、100メートル平泳ぎで第2位、新体操で個人総合第1位、剣道女子個人戦で準優勝いたしました。

全国大会には、9種目で合計44人が出場いたしました。

大会では、陸上競技3年女子100メートルで第1位ということでした。

なお、9月5日に、選手、校長、顧問が教育長に優勝の報告を行っています。

以上、今年度の中学校総合体育大会を総括してみますと、個人種目では、関東・全国ともに昨年より出場数は減ってしまいましたが、陸上競技、水泳競技等で好成績を挙げることができました。団体種目では、関東大会は昨年より2種目出場が減ったものの、全国大会は昨年度と同じ種目数で出場することができました。中でも、ハンドボールで好成績を挙げることができました。来年度は、より多くの種目で本市生徒の活躍を期待したいと考えております。

以上でございます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

和田委員 今年は大変暑い中でしたので、生徒、それから先生方、職員の皆さんも本当にご苦労だったと思います。ありがとうございました。

2点お伺いしたいのですが、団体競技での永久杯というご説明がありました。3年連続優勝すると永久杯を獲得するということがあったんですが、永久杯を獲得すると、その後、何かいいことがあるのか、余りよくないことなのかということをお教えいただ

きたいと思います。それが1点です。

それから、もう一点は、関東大会でかなりいい成績を残しても、全国大会に進んでいない生徒がいるようなんですが、それは何か規定のようなものがあるのか、教えていただけますでしょうか。

古山保健体育課長 では、まず1点目の永久杯でございます。

いいことは、永久杯を永久にもらえるということでございます。それによって、次年度シードがあるとか、そういうことは一切ございませんので、永久杯というものと名誉をいただけるというところでございます。

2点目です。特に剣道や柔道におきましては、個人戦で県大会で1位、2位だった選手というのは、関東、全国につながっていきます。ところが、県大会でその下の3位、4位という選手につきましては、関東までという決まりがございます。

和田委員 では、県大会で1位、2位にいないと、関東大会で優勝しても全国大会にはもう進めないんですね。

古山保健体育課長 ただ、県の結果と関東の結果が逆転してしまっていて、関東は早目に負けてしまったけれども、県で優勝しているから全国に行くというように、逆転することがあります。

和田委員 剣道、柔道に特有のことですか。

古山保健体育課長 剣道、柔道はそのようになっております。

ちょっと理由までは分からないのですが、そういう規定となっております。

千葉委員 全国大会は、全国でやっていますが、関東は関東だけがトップになっているから、また別物なんですよ。

和田委員 ルートが違うんですか。

古山保健体育課長 そうだと思います。なので、県で1位になると全国に行けるので、関東でどんな結果を残しても、全国に出場できます。

千葉委員 野球等はそうですね。種目によってですね。

和田委員 そうなんですね。

まだ、分からないような気はしますが、分かりました。ありがとうございます。

磯野教育長 ほかにはどうでしょうか。

千葉委員 水泳はすごく力が入っていて、成績もいいのですが、今、テレビを見ていると、いろいろなクラブですごく力が入っているようですが、そうすると、中学校レベルで活躍した選手たちは、学校で練習をしているのですか。それとも、個人で練習をしてい

るのでしょうか。

古山保健体育課長 正直、申し上げますと水泳や新体操等につきましては、やはりクラブチームで練習しているということがあります。しかし、総体なので学校の代表として出場しており、そうやって全国に行く子もかなりいると思います。

千葉委員 ありがとうございます。

磯野教育長 ほかにはどうでしょうか。  
よろしいですか。

### 議案第38号 千葉市立千城台北小学校と千城台西小学校との統合について

磯野教育長 企画課長、説明をお願いします。

伊原企画課長 議案第38号「千葉市立千城台北小学校と千城台西小学校の統合について」、千葉市教育委員会組織規則第8条第3号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

説明は、議案説明資料に基づき行います。A3判表面をごらんください。

まず、「1 経過」ですが、千城台地区の学校適正配置については、22年2月に地元代表協議会を設立し、協議を進めてまいりました。現在、千城台地区には小学校5校・中学校2校がありますが、まずは千城台南小学校と千城台旭小学校を統合すべきとの合意に至り、昨年9月の教育委員会会議で統合が決定されました。その後、千城台北小学校と千城台西小学校を統合すべきとの合意に至り、30年8月20日に千城台地区学校適正配置地元代表協議会から「千城台北小学校と千城台西小学校との統合に関する要望書」が教育長に提出されたところであります。

次に、「2 統合計画」の図をご覧ください。

「(1) 通学区域図」ですが、左上が北を示しております。太線部分が統合後の新たな学区域です。千城台地区の中央、この地図では左右になりますが、モノレールが通っており、現在の千城台北小学校と千城台西小学校の学区の境は、モノレールの下を走る都賀駅大草町線となります。千城台北小学校と千城台西小学校の距離は、移動距離でおよそ800メートル程度です。

さらに、右側「(2) 児童数と学級数」についてですが、30年5月1日現在の千城台北小学校の特別支援学級を除く児童数は、合計で134人、学級数は6学級となっており、千城台西小学校の児童数は合計で263人、学級数は11学級となっており

ます。32年4月に統合した場合、児童数が404人、12学級が見込まれており、適正利用の範囲内となります。

その下、「(3) 統合のスケジュール」についてですが、統合校の設置場所となる千城台北小学校の大規模改修工事を、仮校舎方式により実施いたします。統合1年目は、児童が千城台西小学校を仮校舎として使用し、改修工事終了後に千城台北小学校の校舎に移転することになります。

次に、A3判裏面の「3 統合」に向けた課題をご覧ください。

要望書の中では、大規模改修を基本としたリニューアルの実施、通学路の安全対策、仮校舎となる現千城台西小学校における適切な措置などが要望されております。仮校舎となる現千城台西小学校での言語障害通級指導教室（ことばの教室）の開設時には、北小への移転までの間、西小でもある程度の防音対策など、環境を整えていきます。

統合を実施する理由といたしまして、一つに32年4月の統合後の学級数が12学級となり、当面、学校規模の適正化が図れること、二つに、最長通学距離が2.8キロメートルで、文部科学省の基準の範囲内であり、子どもたちの通学距離や安全性において特に問題がないこと、三つに、地域の活動や防災上の拠点として、地域コミュニティに配慮された学校配置であること、四つに、およそ開校1年前に統合準備会を設置することにより、児童や保護者の交流などを推進し、子どもたちの負担軽減と学校施設の充実を図るための十分な準備期間を確保することができること。

これらの点を評価するとともに、活力ある学校づくりを通して、「わかる授業・楽しい教室・夢広がる学校」の実現のため、適切であると認められたことから、議決を求めるものでございます。

説明は以上でございます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

藤川委員 ご説明ありがとうございます。

平成32年度に北小学校を改修し、その後に33年度から使用するということですが、これは改修の必要性は老朽化なのでしょうか。それとも統合する場合には、改修することが慣例になっているなど、何か別の理由があるのでしょうか。

伊原企画課長 統合する場合は、リニューアルと申しまして、新設校と同等の環境を整えることになっております。これは、新しい統合校の中で子どもたちが新しい歴史をつくっていったら、新設校でスタート



する、そういった機運を醸成するために行うものでございます。  
藤川委員 承知しました。ありがとうございます。

磯野教育長 ほかにはどうでしょうか。

なければ、私のほうから意見を述べさせていただきます。  
ここの千城台地区の学校適正配置に関しましては、地元のご理解をいただく中で、8年の経過を要したわけですから、保護者の思いや地域の思いをしっかりと受けとめて、ぜひ要望書に沿った形で進めていただきたいのと、今回は新たに新設される北小の工事の間は、仮校舎での統合校となりますので、そちらに関しても地元の要望等を受けて、しっかり話し合いを持って進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

磯野教育長 よろしいですか。

では、ご質問もないようですので、議案第38号「千葉市立千城台北小学校と千城台西小学校との統合について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

以上で、公開審議案件に係る審議が終了しました。委員の皆さん、ここまでで「その他」として、ご意見・ご質問等はございますか。

磯野教育長 次に、議案第39号に係る審議に移りますが、以降の審議につきましては非公開となりますので、傍聴人の方は退出をお願いいたします。

(傍聴人等、退出)

議案第39号 平成30年度千葉市教育功労者表彰について

磯野教育長 議案第39号「平成30年度千葉市教育功労者表彰について」総務課長、説明をお願いします。

國方総務課長 議案第39号「平成30年度千葉市教育功労者表彰について」ご説明申し上げます。

平成30年度千葉市教育功労者として、議案書に掲げる方々及び団体を表彰することについて、千葉市教育委員会組織規則第8条第8号の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

議案書に記載の表彰候補者については、千葉市教育功労者表彰

規則及び千葉市教育功労者表彰の表彰基準細則にのっとり、関係所管が推薦したものでございます。その後、推薦された方々及び団体について、8月31日に開催いたしました教育功労者表彰審査委員会において、審査、決定されております。

今年度の表彰候補者の内訳をご説明いたします。

学校保健関係といたしまして、学校医15名、学校歯科医5名、学校薬剤師3名の計23名、生涯学習関係として、青少年関係の4名、スポーツ関係の3名の合計7名、学校教育関係として、校長46名、教諭4名、学校事務職員1名の計51名の個人81名と、生涯学習関係1団体、小学校5校、中学校2校の計8団体でございます。各表彰候補者の推薦理由等につきましては、議案書の推薦事由、功績概要等をご覧ください。

なお、表彰式は11月5日月曜日午前10時30分からオークラ千葉ホテルで開催の予定でございます。ご出席のほどよろしくお願いいたします。表彰式の詳細につきましては、後日、改めてお知らせいたします。

以上でございます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

小西委員 教育功労者表彰規則を見ますと、基本的には学校の先生や学校が対象になると読めるのですが、例えば放課後子ども教室などのように、直接学校と関係ないところで、長年尽力されている保護者の方や団体は対象になるのか、あるいは、別のところで表彰される機会があるのか、そのあたりを教えてください。

山田生涯学習振興課長 ご質問いただいたような生涯学習部門の表彰については別途、社会教育功労者表彰のほうの表彰対象となっております。

小西委員 長年、やはり尽力されている保護者の方が結構いらっしゃると思うので、ぜひ、そういう方たちにも対象を広げていただければなと思います。

國方総務課長 教育功労者表彰細則の中で、この社会教育の振興、発展に功績のあったものということで、対象となった場合、基準年数等の条件を満たしているということであれば、こちらの教育功労者表彰も対象となりますが、割と社会教育功労から教育功労の対象者となるには、かなり基準は高くなってしまいましたが、長年ご尽力いただいた方には、そういったハードルはあるものの、教育功労の対象となる可能性はあります。

小西委員 今まではないですね。

國方総務課長 教育功労者表彰には、実績はございません。

小西委員 分かりました。

磯野教育長 ほかにはどうでしょうか。

よろしいですか。

では、ご質問ないようですので、議案第39号「平成30年度千葉市教育功労者表彰について」を、原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

次に、議案第40号に係る審議に移りますが、以降の審議につきましては、あらかじめ指定した職員を除き、それ以外の職員は、退出をお願いします。

(指定職員以外、退出)

議案第40号 千葉市個人情報保護条例による個人情報開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について

議案第41号 千葉市個人情報保護条例による個人情報開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について

議案第42号 千葉市個人情報保護条例による個人情報開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について

議案第43号 千葉市個人情報保護条例による個人情報開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について

教 育 長 議案第40号から議案第43号までにつきましては、関連があるため、一括して説明を行い、審議の後、個別で議決を行うこととします。「千葉市個人情報保護条例による個人情報開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について」総務課長、説明をお願いします。

総 務 課 長 議案第40号から議案第43号まで、「千葉市個人情報保護条例による個人情報開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について」、一括して説明をいたします。

初めに、これらの議案は全て、審査請求に対する裁決について千葉市教育委員会組織規則第8条第14号の規定に基づき、議決を求めようとするものであります。審査請求人等及び経緯につきましては、資料に記載のとおりでございます。

それでは、審査請求の概要、答申の趣旨及び裁決の概要につい

て、議案第40号から順にご説明いたします。

議案第40号についてですが、まず審査請求人から「本人に係るいじめ事案に関連のある本件学校の職員会議及び特別支援部会定例会議の会議資料及び会議記録の開示を求める」開示請求がありました。この請求に対し、教育委員会は「職員会議の会議資料及び会議記録には、開示請求に係る個人情報記録されていない。また、特別支援部会定例会議では、特別に支援を要すると思われる他の児童に係る個別の支援計画を資料としているが、当該支援計画には開示請求に係る個人情報は存在しない」という旨の理由を付記し、不開示決定を行いました。

この決定に対し、審査請求人から「本件処分を取り消し、開示請求に係る個人情報が記載された文書の特定を改めて行い、開示するよう求める。また、本件処分は不開示決定をするに当たっての理由付記が不十分であるため、十分な理由付記を求める」ことを趣旨とする審査請求が行われたため、千葉県個人情報保護審査会に諮問を行いました。この諮問について同審査会から「本件不開示決定を取り消し、改めて請求にかなう個人情報を特定の上、開示または不開示決定を行うべきである」ことを趣旨とする答申がなされたため、本件審査請求に対する裁決は、答申に沿って個人情報不開示決定処分を取り消すことに決定したいと考えます。

裁決の理由につきましては、ある児童に係る支援計画の中に「特定の児童」との文言が記載されており、この特定の児童に関する記載部分と、教育委員会が作成した別の文書中の記載とを照合すると、特定の児童の中に本人も含まれていることを客観的に認識することができました。したがって、開示請求に係る個人情報は存在しないとする本件不開示決定は、妥当でないこととしております。

次に、議案第41号についてご説明いたします。

まず、審査請求人から本人が本件学校在籍中の5年次に同級生からいじめを受けていた際の担任教諭の不適切な対応について、本件学校の図書室にて行った担任教諭と本人との話し合いに関する資料及びその報告書類一式の開示を求める開示請求がありました。この請求に対し、教育委員会は「話し合いの内容を担任教諭から管理職に口頭で報告したのみで、文書は作成されていなかったため、開示請求に係る個人情報の記載された文書は存在しない」という旨の理由を付記し、不開示決定を行いました。

この決定に対し、審査請求人から「本件処分は、不開示決定をするに当たっての理由の提示が不十分である。記録を取らなかった合理的な理由などについても説明責任を果たすことを求める」ことを趣旨とする審査請求が行われたため、千葉県個人情報保護審査会に諮問を行いました。この諮問について同審査会から、「本件不開示決定は妥当であること」を趣旨とする答申がなされたため、本件審査請求に対する裁決は答申に沿って本件審査請求を棄却することに決定したいと考えます。

裁決の理由については、不開示決定において教育委員会に提示が求められる理由とは、あくまでも個人情報を不開示とする理由であって、それは開示請求者において条例上の不開示事由のいずれに該当するかをその根拠とともに、了知し得るものであれば足りるというべきであるため、審査請求人が主張するような事項についてまで不開示における理由として教育委員会が示さなければならないものではないことから、本件不開示決定は妥当であることとしております。

次に、議案第42号についてご説明いたします。

まず、審査請求人から平成24年度から平成25年度までにおける本人に関する保健室利用記録の開示を求める開示請求がありました。この請求に対し、教育委員会は「保存期間の経過により、平成24年度の文書は平成25年度末に、平成25年度の文書は平成26年度末に本件学校において廃棄されているため、開示請求に係る個人情報の記載された文書は存在しない」旨の理由を付記し、本件開示請求に係る個人情報は存在しないとして不開示決定を行いました。

この決定に対し、審査請求人から「本件処分は不開示決定をするに当たっての理由の提示が不十分である。廃棄時の手続や、廃棄記録の名称などについても説明責任を果たすことを求める」ことを趣旨とする審査請求が行われたため、千葉県個人情報保護審査会に諮問を行いました。この諮問について同審査会から、「本件不開示決定は妥当である」ことを趣旨とする答申がなされたため、本件審査請求に対する裁決は答申に沿って本件審査請求を棄却することに決定したいと考えます。

裁決の理由については、不開示決定において教育委員会に提示が求められる理由とは、あくまでも個人情報を不開示とする理由であって、それは開示請求者において条例上の不開示事由のいずれ

れに該当するかをその根拠とともに了知し得るものであれば、足り得るべきものであるため、審査請求人が主張するような事項についてまで、不開示における理由として教育委員会が示さなければならぬものではないことから、本件不開示 決定は妥当であることとしております。

次に、議案第43号についてご説明いたします。

まず、審査請求人から本件学校が教育委員会に報告を行った本人に係る事故報告書の開示を求める開示請求がありました。この請求に対し、教育委員会は「本人に関するいじめ事案について、千葉県小学校及び中学校管理規則第48条各号に規定する事故に当たるものはなかったと判断したことから、同条に規定する事故報告書は作成していないため、開示請求に係る個人情報の記載された文書は存在しない」という旨の理由を付記し、不開示決定を行いました。

この決定にし、審査請求人から「本件処分を取り消し、本件学校の校長が教育委員会に対して、本人に係るいじめ事案を報告した文書を、文書名問わず全部開示するように求める。また、事故報告書が作成されていないのであれば、作成していないことの合理的な理由やその経緯などについても説明責任を果たすことを求める」ことを趣旨とする審査請求が行われたため、千葉県個人情報保護審査会に諮問を行いました。この諮問について同審査会から、「本件不開示決定は妥当である」ことを趣旨とする答申がなされたため、本件審査請求に対する裁決は、答申に沿って本件審査請求を棄却することに決定したいと考えます。

裁決の理由につきましては、審査請求人は提出した個人情報開示請求書に開示請求に係る個人情報の内容及び公文書の件名を具体的に明記しており、この記載から本件開示請求の対象となる個人情報の範囲に、審査請求人が主張するような文書が含まれるものとは認められない。また、不開示決定において教育委員会に提示が求められる理由とは、あくまでも個人情報を不開示とする理由であって、それは開示請求者において条例上の不開示事由のいずれに該当するかを、その根拠とともに了知し得るものであれば、足りるといふべきものであるため、審査請求人が主張するような事項についてまで不開示における理由として教育委員会が示さなければならぬものではないため、本件不開示決定は妥当であることとしております。

議案第40号から第43号についての説明は、以上でございます。

教 育 長 審議に移りますが、質問を含め、何かございますか。  
委 員 員 説明ありがとうございます。

議案第42号について伺いたいのですが、ここでは保健室の利用記録について、存在しないので開示しないという理由で十分だという判断が示されているわけですが、その後の43号の説明では、個人情報不開示とする理由を根拠とともに記せば足りるというような議論があります。42号で問題になっているのは、保健室利用記録が存在しない理由の説明が足りないのではないかとということだと思のですが、保健室利用記録がはじめの問題があつたにもかかわらず、廃棄されてしまったのはなぜかという経緯についてもう少し説明をしなければ、根拠とともに理由を示したことになるのではないかと、この点については疑問を抱くのですが、これについて、これで理由としては十分であるという根拠はあるのでしょうか。

総 務 課 長 千葉市個人情報保護審査会が出した答申についてこの場で言及することはできませんが、今後、開示請求があつた場合には、ご指摘いただいた点には留意して対応していくということが考えられると思いますので、その部分は検討していきたいと思ます。

委 員 員 それでは、今この場では審査会の議論については、どういった対応をすればいいのでしょうか。つまり、審査会が書かれた文書について説明が不足しているのではないかとこの点について、この場に審査会の方いらっしゃらないわけですから、この中身について質問はできないということになりますか。

総 務 課 長 個人情報保護審査会が出した答申の内容につきましては、この場では議論して中身を変えるとか、その部分の評価をすとかという部分についてはできないものと考えております。

委 員 員 そうしますと、この教育委員会会議におきましては、この審査会が出した答申については、このとおり認める以外に何か審議ができることはあるのでしょうか。

総 務 課 長 個人情報保護審査会の答申通りに裁決しなければならないというわけではございませんので、答申とは違う結果を求めることはできます。

委 員 員 つまり、答申についてのこれ以上の説明は求められないけれ

ども、これを否定することはできるということですか。

総務課長 そういうことになります。

委員 分かりました。

それでは、意見を述べさせていただきます。

私は今、申し上げた議案第42号についてのご説明については、疑問はございますが、反対するまでの材料は持ち合わせておりません。ですので、この案件について、答申を尊重してこれを裁決とすることには異議を出しませんが、しかし、もう少し開示請求に対する説明については、今後、根拠をきちんと示すということを進めていただいた方がいいのではないかという意見は申し上げておきたいと思えます。

教育長 そのほかどうでしょうか。

よろしいですか。

では、なければ、議案第40号「千葉市個人情報保護条例による個人情報開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

次に、議案第41号「千葉市個人情報保護条例による個人情報開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

次に、議案第42号「千葉市個人情報保護条例による個人情報開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

次に、議案第43号「千葉市個人情報保護条例による個人情報開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

次に、報告事項第6号に係る審議に移りますが、以降の審議につきましても、事務局職員にはあらかじめ指定した職員のみとなりますので、職員の入替えをお願いします。



(職員入れかえ)

報告第6号 教職員の処分について

教育長 報告第6号「教職員の処分について」教育職員課統括管理主事、説明をお願いいたします。

教育職員課統括管理主事 報告第6号「教職員の処分について」報告いたします。

本来、教職員の処分につきましては、千葉市教育委員会組織規則第8条第4号の規定に基づき、議案としてご審議いただく案件ではありますが、同規則第9条第1項の規定に基づき、臨時代理により処理を行いましたので、報告させていただきます。

被処分者は2人ございます。処分年月日はともに平成30年9月5日です。

まず1人目についてです。被処分者は千葉市立中学校講師です。処分内容は懲戒、減給10分の1、1月といたしました。

処分理由としましては、被処分者は平成30年8月3日、担当する特別支援学級の生徒名簿等を保存したUSBメモリをリュックに入れて退勤。帰宅途中に同僚と飲食店に立ち寄り、食事及び飲酒をしました。その後、翌4日の未明にかけて自宅近くのコンビニエンスストアのベンチで寝ている間に、USBメモリの入ったリュックを紛失しました。個人情報のUSBメモリへの保存、パスワードや暗号化等のセキュリティ対策の未設定、校長の承認を得ずに校外へ持ち出したことは、明らかに個人情報の取り扱いに関する認識に欠ける行為です。また、移送時には常に体から離さない等、紛失や漏えいが起こらないように努めなければならないにもかかわらず、それを怠り、その結果、紛失となりました。

現在のところ、個人情報の漏えいによる被害等は確認されておりません。このような行為は学校教育に対する市民の信頼を損ね、その職の信用を著しく傷つけたものであり、教育公務員としてまことにふさわしくない行為であります。このことは地方公務員法第33条に違反し、同法第29条第1項第1号及び第2号に規定するものと認め、処分するものであります。

続いて、2人目についてです。被処分者は千葉市立中学校校長です。処分内容は懲戒、戒告といたしました。

処分理由としまして、被処分者は平成30年8月3日から4日にかけてUSBメモリを紛失させてしまった講師に対し、情報資

産の取り扱い方法について、十分な指導を行わず、かつ個人用パソコン及びUSBメモリ等の中に保存されていないかを定期的に確認することを怠りました。

これらの行為は、管理責任者としての過失が大きく、学校教育に対する市民の信頼を損ね、その職の信用を著しく傷つけたものであり、教育公務員としてまことにふさわしくない行為です。このことは、地方公務員法第33条に違反し、同法第29条第1項第1号及び第2号に規定するものと認め、処分するものであります。

教育委員会では、今回の事案を重く受けとめ、再発防止策として、

(1)各学校に対して個人情報取り扱いに関する規定の遵守についての文書を発出し、教職員への周知徹底を図り、事故の再発を防ぐ。

(2)各学校が学校の保有する情報資産の取り扱いに関する実施手順を遵守できるように、チェックリストを作成し、活用させる。チェックリストによる確認をこの機会に全校で実施させたいと考えます。

(3)校長会及び各種研修会において、個人情報の取り扱いについて再度、学校の保有する情報資産の取り扱いに関する実施手順を確認し、適切に対応するよう繰り返し指導をいたします。

以上でございます。

学校教育部長 USBメモリの取り扱いにつきましては、これまでも幾度も通知はしてきたところです。現在、平成32年2月を予定しているCABINETの更新に合わせて、それ以降はUSBメモリを使えない状況にするように考えております。その間については、少しずつ校長会等も協議をしながら進めているところです。USBメモリを持つことで、個人情報が混ざって入っている状況もありますので、管理については再度、校長にも指導していきたいと考えております。

以上です。

委員 3点、お伺いします。

まず、千葉市立中学校において、教職員に対して情報資産の取り扱いについては、平成30年度において何がなされていたのかを伺いたいと思います。

2点目ですが、この講師は何の目的で個人情報の入ったUSB

メモリを8月3日に持ち出したのか。

3点目ですが、朝、未明にかけてベンチで寝ているというのは、教員としてそんなにあることではないと思うのですが、何ゆえこんなに朝まで寝ているような、恐らく酔っぱらっていたんだとすると、何ゆえこのような状態になったのか、ぜひ、この3点について教えてください。

教育職員課統括管理主事 1点目です。校長は全職員の前で個人情報の取り扱いについて、資料をもとに説明はしております。

委員 そのときに講師もいたのですか。

教育職員課統括管理主事 はい。聞いているはずですが、ところが、聞き取りの中では、聞いていなかったという発言をしております。

2つ目、何のためにということですが、USBメモリの中に教材とともに、個人情報記録された資料も入っていたということです。

委員 それは恒常的に入っていたということですか。このときに何か使うために持ち出したわけではないのですか。

教育職員課統括管理主事 恒常的に持っていたということです。

3つ目、朝まで寝ていたということですが、教員採用選考が残念な結果になったことを受けて、同僚がその日、慰労をしたといった状況の中で、飲み過ぎてしまったというような状況です。

委員 少し同僚の慰労の仕方にも問題があったということもあるのでしょうかね。朝まで寝ているような事態が頻発すると、別の問題も起きかねないので、ぜひ、そのあたりも含めて、同僚に対する注意みたいなものも必要ではないかと思うのですが。

学校教育部長 3点目のベンチで寝ていたというのは、常習化なのかどうかということについて、私も確認しました。本人からは、いつもはないが、そのとき、たまたまそうなってしまったということがありました。あと、同僚についての指導につきましては、校長に依頼しました。

教育長 この件はよろしいですか。

教育職員課統括管理主事 引き続き、報告第6号「教職員の分限処分について」の報告をいたします。

本来、教職員の分限処分につきましては、千葉市教育委員会組織規則第8条4号の規定に基づき議案としてご審議いただく案件ではありますが、同規則第9条第1項の規定に基づき臨時代理により処理を行いましたので、報告させていただきます。

被処分者は千葉市立小学校教諭です。処分内容は、分限休職といたしました。処分年月日は、平成30年9月5日です。

処分理由としまして、被処分者は平成30年7月17日、女兒が13歳未満の者であること知りながら、わいせつな行為をしたとして逮捕され、平成30年9月5日付で強制性交等罪で起訴されたため、地方公務員法第28条第2項第2号の規定により、休職処分とするものであります。

教育委員会としては、今後の公判も注視しながら、冷静に対処してまいります。

以上でございます。

委員 確認ですが、これはこの教諭の行為について何かの判断をしたということではなくて、起訴されたということによって地方公務員法の規定により、自動的に休職処分とすることが必要になって処分を科したという理解でよろしいですか。

教育職員課統括管理主事 自動的にということではなく、休職処分にしない場合もあります。

委員 要するに、起訴されたということは、処分をすることができるという規定があるので、それを受けて教育委員会として処分をするという判断をしたということですか。

教育職員課統括管理主事 そのとおりです。

委員 なるほど、分かりました。

教育長 そのほかどうでしょうか。

今回の処分案件に関しましては、特に本市小学校教諭が起訴されたことはまことに遺憾であり、改めておわび申し上げます。今後は、より一層職員の服務規律の徹底を図るために、実効性のある対策を進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

## 8 その他

(1) 第10回定例会は、平成30年10月17日（水）午後2時より開催することと決定した。

## 9 閉会

磯野教育長より閉会を宣言